

①労働安全衛生法改訂によるラベル成分欄表示の影響について

2016年6月より労安法の改正によりラベル表示対象物質が大幅に増え、絵表示や有害性情報が見えにくくなるため、混合物に関しては成分表示義務が削除され、任意表示となりました。弊社製品ラベルでは従来の改正前表示基準による自主表示を継続しています。成分詳細につきましてはSDSをご参照ください。

②RoHS対応品表示について

従来RoHS規制6物質群に対する対応品であることを意図しています。

- ・鉛/化合物、・水銀/化合物、・カドミウム/化合物、・6価クロム化合物、・PBB類、・PBDE類

2019年1月に上市禁止となる改正RoHS規制追加4物質群の現状の使用状況につきましては、お手数をおかけしますが製品毎に別途お問い合わせください。

- ・BBP (0.1%以上の使用) : アクリーNo.3【廃版】、ラッカー100【廃版】等
(0.1%未満の使用) : ラクミン系(一部除く)、ワニレザーS、フタルミン、アクリー1000/5000、アクリー150(一部)等
- ・DBP (0.1%以上の使用) : ポリフェンAU1液型【廃版】等
- ・DIBP : 現在入手した材料情報より、社内での使用はありません。
- ・DEHP : 現在入手した材料情報より、社内での使用はありません。

BBP、DBPについて2017年中の廃止を予定しています。

問い合わせ先

株式会社佑光社
生産本部 技術部 品質保証グループ
TEL/FAX : 0480-23-1711(代)/0480-23-4480
E-mail : infotoryou@yuko-sha.com

ラベル例

